

東京23区に
在住または通勤
されていた方へ

令和7年度

徳島わくわく移住支援事業

徳島県 移住支援金

移住費用が
もらえる
チャンス!



徳島県では、東京圏※から徳島県に移住して
就業・起業等した方に移住支援金を支給する
「徳島わくわく移住支援事業」を実施しています。

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の条件不利地域以外

移住支援金

移住元要件

徳島県に移住直前の10年間のうち通算5年以上（直近1年間を必ず含む）
東京23区に在住、または東京圏※に在住して、東京23区に通勤されていた方

単身



60万円

二人以上の世帯



100万円



18歳未満の子どもがいる場合

子ども

一人につき

100万円



例) 子どもが二人いる夫婦世帯の場合
支給額/100万円+(100万円×2人)=300万円

移住先市町村により異なりますので、
各市町村へご確認ください。

相談窓口

徳島わくわく移住支援事業に関するお問い合わせは、移住先市町村へご確認ください。

徳島市 移住交流支援センター	088-621-5083	勝浦町 企画交流課	0885-42-2552	海陽町 産業振興課	0884-73-4161
鳴門市 商工政策課	088-684-1158	上勝町 企画環境課	0885-46-0111	松茂町 総務課	088-699-8710
小松島市 企画政策課	0885-32-2127	佐那河内村 企画政策課	088-679-2973	北島町 まちみらい課	088-698-9806
阿南市 観光交流課	0884-22-7404	石井町 総務課	088-674-1111	藍住町 企画政策課	088-637-3124
吉野川市 市長公室	0883-22-2203	神山町 産業観光課	088-676-1118	板野町 産業課	088-672-5994
阿波市 企画総務課 地方創生推進室	0883-36-8707	那賀町 みらいデジタル課	0884-62-1184	上板町 企画防災課	088-694-6824
美馬市 ふるさと振興課	0883-52-8009	牟岐町 企画政策課	0884-72-3420	つるぎ町 まちづくり戦略課	0883-62-3111
三好市 商工政策課	0883-72-7645	美波町 政策推進課	0884-77-3616	東みよし町 企画課	0883-82-6302

徳島県 生活環境部労働雇用政策課 移住交流室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL.088-621-2701

住んでみんて
Let's live in Tokushima
徳島で!

要件に該当するか、まずはセルフチェック!

住民票の異動を伴う移住をされた方が対象となります。

※『徳島県医師・看護職員移住支援金』との併用はできませんので、ご注意ください。

check/

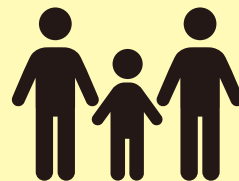
☐

「移住支援金」の申請時点で、徳島県へ移住後 1 年以内

☐

移住前の状況

- ①東京 23 区内に在住 又は
②東京圏※に在住し、東京 23 区内に通勤
※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の条件不利地域以外

☐

移住前の直近 1 年間

- ①②の期間が、移住する直前に
連続して 1 年以上

東京 23 区内の大学等へ通学し、
東京 23 区内の企業等に
就職した方は、通学期間も
対象期間として加算可能です。

☐

移住前の 10 年間

- ①②の期間が、移住する直前の
10 年間のうち通算 5 年以上



3 つすべてを ☒ した場合、移住前の要件を満たしています。

☐

下記の「移住後の働き方」に関する要件のいずれかを満たしている

県内企業への就職

- 「ジョビナビとくしま」掲載の移住支援金対象法人の対象求人で就業
- 内閣府のプロフェッショナル人材事業を利用して専門人材として就業

テレワーカー

移住前の業務を引き続き
徳島でテレワークで行う

起業する

創業支援補助金の交付決定
を受けて起業する方

関係人口

移住前から地域と深く関わり
があった方
※市町村ごとに要件が異なります。
詳しくは各市町村へご確認ください。

☐

「移住支援金」の申請日から 5 年以上継続して、徳島県に居住する意志がある。



2 つすべてを ☒ した場合、移住後の要件も満たしています。

「移住支援金」を受給できる可能性あり!

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。
支給対象者となるかは、移住先の市町村にてご確認ください。



ご注意ください!

以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません。

【全額返還】

- ①虚偽の申請等をした場合
- ②移住支援金の申請日から 3 年未満に支給市町村から転出した場合
- ③移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ④創業支援補助金に係る交付決定を取り消された場合

【半額返還】

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に支給市町村から転出した場合



詳細はコチラ!



徳島県
住んでみて徳島で!

徳島わくわく移住支援事業に関する詳細は『徳島県』または『住んでみて徳島で!』のホームページをご確認ください。

移住相談窓口

とくしま移住交流促進センター
TEL.0120-109-407

徳島県徳島市万代町 1-1 徳島県庁 5 階
労働雇用政策課 移住交流室内
10:00~17:00 / 月~金
定休:土・日・祝・年末年始

住んでみて徳島で! 移住相談センター
TEL.090-7720-7047

東京都有楽町駅前 東京交通会館 8 階
ふるさと回帰支援センター内
10:00~18:00 / 火~日
定休:月・木・祝・年末年始

とくしま移住相談センター in 関西
TEL.06-6251-3273

大阪市中央区南船場 3-9-10
徳島ビル 4 階
8:30~17:15 / 月~金
定休:土・日・祝・年末年始